

原 発 本 第 185 号

2020年 1月 17日

原子力規制委員会 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九州電力株式会社

代表取締役 池 辺 和 弘
社長執行役員

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の取り下げについて

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、2019年12月17日付け、原発本第174号をもって変更認可申請しました、玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書について、下記の理由により取り下げることにいたします。

記

取り下げる理由

上記変更認可申請書は、玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う申請内容であったが、審査過程において、2019年9月27日付け、原発本第100号「玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更」との関連性について、再検討する必要があると判断したため、取り下げを行う。

以 上